

ノルディーア北海道サポーターズ会員規定

- 第1条 本会は「ノルディーア北海道」サポーターズと称し、クラブ事務局(以下「事務局」という。)を設置して運営にあたります。
- 第2条 本会は「ノルディーア北海道」女子サッカークラブを応援することを通じて、スポーツ文化の振興、及び会員・選手・チームの親睦を深めることを目的とします。
- 第3条 本会は、第2条の目的達成のために、次の活動をおこなう。
(1) ノルディーア北海道の行う事業の支援
(2) ノルディーア北海道の会員募集
(3) 地域住民のための、ボランティアサポート
- 第4条 会員資格には(1)一般会員(2)グループ会員(3)法人会員があります。
2 日本国内に住居を有する方を対象とします。
3 会員は、本会の会員資格を第三者に譲渡することはできません。
- 第5条 入会希望者は、本規約の内容を承諾の上、所定の申込方法と会費振込方法によつて、入会手続きを行うこととします。但し、入会希望者が、当該申込時点で満15歳未満の場合は、保護者の同意を要するものとします。
2 本会の入会手続きは、前項による申し込み後、事務局が入会金および年会費の納付を確認し、入会を申し込んだ方を本会の会員として登録した時点で完了します。入会を申し込んだ方は入会手続日から本会の会員となります。
- 第6条 会員資格の有効期間は4月1日から翌年3月末日とします。但し、前条により、入会手続きが完了した日(以下「入会日」といいます。)が期間途中の場合は入会日から3月末日とします。又、期間途中の入会申込受付は1月末日までとします。但し、2010年度は、2月からの入会手続きにより会員といたします。
- 第7条 会員は会員資格の更新を希望する場合、前条の有効期間満了日の2週間前までに翌年度分の年会費を支払うものとします。
- 第8条 本会の会費は以下の通りとします。
1 個人会員： 年会費 3,000円
2 グループ会員： 年会費 人数 × 2,500円
3 法人会員： 別途サポートカンパニーにて、ご協力をお願い致します。
4 入会金および年会費の支払い方法は、指定する口座への振込とします。
5 支払済みの年会費は、いかなる理由であっても返金は致しません。
- 第9条 本会は、入会手続きが完了した会員に対し、当面会員証等の発行は行いません。
2 チーム会報誌の発送をもって、登録完了の通知といたします。
3 会員の有効期間の喪失等についてはFAX、郵便または電子メールにて実施いたします。
- 第10条 住所、電話番号等、入会申し込み時の項目に変更が生じた場合は所定の方法で事務局に連絡するものとします。
2 入会申し込み時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する送付資料等の不着その他の不利益に関して、一切の責任を負いません。
- 第11条 会員が退会を希望する場合には、「退会希望」と明記のうえ、(1)会員番号(2)氏名(3)住所(4)電話番号(5)退会希望日(6)退会理由を記載し、事務局までFAX、郵便または電子メールで届け出るものとします。
- 第12条 本会に置く役員は、ノルディーア北海道の規定に基づく役員が兼ねるものとします。
2 事務の管理は、ノルディーア北海道の規定に基づき、事務局がおこないます。
- 第13条 本会に、顧問及び特別会員を置くことが出来ます。
- 第14条 本会の会議は、その都度必要がある時に代表が招集し、代表が議長となります。
- 第15条 本会の会計年度は、ノルディーア北海道規約に基づく会計年度とします。
- 第16条 会計監査は、ノルディーア北海道規約監事により監査を行います。
2 監事は、監査した結果を役員会に提出するとともに、会員に公表しなければなりません。
- 第17条 会員が本規約に違反し、もしくは本会の名誉を傷つける行為など、本会の会員としてふさわしくない行動を行ったと事務局が判断した場合、または年会費を滞納などした場合には、事務局は退会させることが出来るものとします。
- 第18条 事前に予告することなく、本規約を変更する場合があります。但し、本規約の変更後、速やかに変更の内容をホームページにより告知を行います。
- 第19条 この規約の施行について必要な事項は、代表が別に定めます。
- 第20条 **【個人情報利用について】**
個人情報を特定された利用目的の達成に必要な範囲内に限り利用し、その他の場合にはご本人の許諾を得るものとします。個人情報の取り扱いを委託する場合には、個人情報の安全管理が図られるよう適切な保護措置を講じます。
- 附則 この規約は、平成22年2月18日から施行します。